

(様式6-3)

研修等 報告書

30年 1月 16日

三田市議会議長 今北義明様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	市民の会	代表者	佐々木 智文	印 [Redacted]
		議員名		
参加者氏名	佐々木 智文 [Redacted]			
講演会等研修名	第32人権啓発研究集会			
研修事項	兵庫県における皮革産業の現状と課題 差別解消法の具体化を目指して			
日 時	30年1月11日(木) 13:00~30年1月12日(金) 14:45			
場 所	神戸国際展示場 神戸市中央区港町6-11-1			
所 見	別紙			
添付資料			

6 添付書類（講演会内容のパンフレット等）

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。（代表者名、参加者氏名は不要）

・全体会 講演①「兵庫県における皮革産業の現状と課題」

添付資料のとおり

・全体会 特別報告 たつの市「部落差別解消推進法」条例の制定

平成 28 年 12 月の制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」を受け兵庫県たつの市が全国で最初となる「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」が制定され平成 30 年 4 月より施行されます。

この条例の中の目的によると、基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別解消推進法、たつの市人権尊重都市宣言の理念にのっとり、部落差別のないたつの市を実現することを目的として制定されました。

たつの市の条例提出の理由によれば、同和対策事業特別措置法施行後、物的な基盤整備は進んだが、差別発言や差別待遇、最近ではインターネットで差別を助長する書き込みが続いている、と課題を指摘。市民団体からの要望もあり今回の制定となったとの説明があり、部落差別のないまちの実現を目的に相談体制や教育、啓発を行うことともに、部落差別の解消に関する施策を審議するためのたつの市部落差別解消推進審議会の設置も定めている。

他都市に先駆けての条例制定については、部落差別解消推進法そのものには、予算措置のない理念法であることから、その法律を補完できる条例は、三田市にも当てはまるものであり今後他都市の状況を踏まえて、制定に向け努めたいと思います。

・全体会 講演② シンポジウム 「差別解消の具体化をめざして」

○部落差別解消推進法の意義と課題

部落差別の存在を認知した「現在もなお部落差別が存在する」

部落問題の解決を初めて法律で明記した「部落差別のない社会を実現することを目的」

国および地方公共団体の責務「部落差別の解消に関する施策を講ずる」

同和教育が軽視されたり、部落問題抜きの人権教育であったり消極的な人権教育が増えてきている。

悪気ではなくても、「寝た子を起こすな論」はやはり間違っている。

第 5 条の中には、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。となっていることから、それら部落問題学習や啓発の現状を把握して、その実態を踏まえて第 5 条を具体化する取組の計画を策定することである

○ヘイトスピーチ解消法の現段階と課題

法務省はヘイトスピーチ被害相談対応チームを新設した。

公共施設の利用制限など京都府なども前向きに検討中である。

今後の課題は、2016年の法務省予算案「人権大国日本の実現」を、2020年のオリンピック、パラリンピックまでに国際人権基準のもとめる法制度・政策の実現を目指す。

○差別解消法の実現をめざして（障害者差別）

障害は環境にあるという社会モデルの理念を導入

障害に基づく差別の禁止

インクルーシブな社会

・分科会 1

講演① 入門 外国人差別とは？

1952年民事局長通達で、旧植民地出身者（朝鮮国籍・台湾国籍）は日本国籍を突如喪失させた。その数60万人、その内9割以上が朝鮮人であった。国籍を理由に無権利状態に置き、国が公的にあらゆる生活上の権利を排除した。

国際的な世論として1979年の国際人権規約や1981年の難民条約加盟の国際人権諸条約などにより、一歩ずつ生活上の権利を獲得した。しかし、外国籍者の人権を保障する基本法すらなかった。

・ヘイトスピーチの害悪

人間の尊厳と平等を傷つけ心身を害し、平穏な日常生活を破壊し、黙らせて社会から排除をする。

言論を委縮させ、民主主義を破壊し、ジェノサイド、戦争に導く。

・国際人権基準から見た日本の外国人差別

日本は致命的に取組みが遅れている。

反差別政策での工業諸国の中での比較では、2010年は最下位、2015年は下から2番目不特定多数の集団に対する差別的表現を規制する規定がない。

刑事告訴は可能だが、ほとんど警察は動かない。

講演② 見なされる差別 部落問題再考

・部落差別はどうして部落出身者差別と言わないのだろうか。

部落差別以外の差別については、障害者差別、女性差別、黒人差別など対象はその人物等であるのに対して、部落差別はなぜ地域を指すのか。これらは土地差別問題である忌避意識の表れである。

その土地に住んでいたら同和地区出身者と見なされる可能性があり、そのため土地調査で回避する者もいる。

- ・忌避意識の克服を考える

人の値打ちは地面では決まらない。

人権の世間を創り上げる。

講演③ 誰も排除しない・されないインクルーシブな社会をめざして

障害者差別解消法

障害の有無によって分け隔てられない共生社会の実現

インクルーシブ社会の実現

対象となる人はすべての障害者

いわゆる障害者手帳の所持者に限らない

禁止される差別は2つ

- ・ 不当な差別的取扱い
- ・ 合理的配慮を行わないこと

義務付けの対象は、行政機関と事業者

条例と差別解消法を育てていくために

- ・ 2019年の見直しでバージョンアップを
- ・ 差別を受けたら窓口へ
- ・ 事例を蓄積
- ・ 理念と目的を見失はない

今回の人権啓発研究集会は全国から4000名以上の参加があり、一昨年の部落差別解消推進法はもとより、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法など、この三法を基本に全体会、分科会が行われ、人権問題を幅広く討議がなされ、これからの人権政策や人権啓発が非常に大事なことだと痛感しました。今後は議員の立場で啓発宣伝に努めたいと考えております。

全体会

神戸国際展示場 2号館コンベンションホール

講演①

兵庫県における皮革産業の現状と課題

金田 頼一 (部落解放兵庫県企業連合会理事長)

特別報告

たつの市「部落差別解消推進」条例の制定

～全国初、「推進法」の具体化へ～

橋本貴美男 (部落解放同盟兵庫県連合会書記長)

講演② シンポジウム

差別解消法の具体化をめざして

コーディネーター 石元 清英 (関西大学教授、一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所所長)

パネラー 奥田 均 (近畿大学人権問題研究所教授、一般社団法人部落解放・人権研究所代表理事)

師岡 康子 (弁護士・外国人権法連絡会)

今村 登 (DPI (障害者インターナショナル) 日本会議事務局次長)

分科会 1

神戸国際展示場 1号館A

講演①

入門 外国人差別とは？

師岡 康子 (弁護士・外国人 인권法連絡会)

講演②

見なされる差別 部落問題再考

奥田 均 (近畿大学教授、一般社団法人部落解放・人権研究所代表理事)

講演③

誰も排除しない・されないインクルーシブな社会をめざして

今村 登 (DPI (障害者インターナショナル) 日本会議事務局次長)